

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、国民の批判を受け平成23年6月に廃止され、現状は廃止前に受給権を得た元議員や親族といった旧加入者への給付のみとなっている。

しかしながら、平成24年5月の第104回市議会議員共済会代議員会において、廃止された地方議会議員年金にかわる新たな地方議会議員の年金として、市町村長や勤労者が加入する基礎年金に、上乘せの報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされた。

また、平成28年7月及び平成29年8月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

議員年金制度は、廃止されたものの元議員等既存支給者への給付はこの先約50年続き、その公的負担累計総額は、約1兆1,400億円にも上る巨大な額となる。その原資は全て税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議員だけを特別扱いする制度設計は許されない。この制度を復活させれば、本市においても議員報酬に合わせたさらなる多額の公費負担が必要になり、到底市民の理解を得られるものではない。

国民目線から遠くかけ離れた議長会の決議・要望は許容できるものではない。まずは国民年金と同基金の老後を支えられる制度への改善、議員と仕事の兼職が容易となる選挙制度や地方議会運営制度の見直しが先決である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には反対し、前述の改善を進めるよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重